

第6回市民部会（さいたま市自治基本条例検討委員会）

次 第

平成22年10月25日（月）午後6時30分～
大宮区役所南館第302会議室

1 開 会

2 議題

- （1）第3回及び第4回意見交換会の振り返り
- （2）自治基本条例について（各テーマの検討）
- （3）議会・行政部会との情報交換

3 その他

4 閉会

【配付資料】

次第

参考資料1 市民から寄せられた意見

市民から寄せられた意見

自治基本条例（構想）について

1 ねらい、守備範囲、その効果と期間をどう考えているか

条例は法令の範疇にあり、考え方も異なる世代や、国籍の異なる人々にも、住民であれば影響の及ぶ規範である。法令の体系をいたずらに、ややこしくして、関係の職員や住民のみならず、民間経済等を混乱させてはいけない。また、今の者が、例え能力者でも、必要以上に将来の者を縛ってはいけない。十年一昔と言うではないか。

2 地方自治法上の「市町村基本構想」との関係

市の基本構想に位置づければ済む話ではないのか。国の法令や施策に、地方の条例や施策が優先することは、国の法令等では認められていないし、可能性も低い。そうした中で、「市町村の基本構想」を「尊重」させる位置づけが国の法令等になされている（曲がりなりにも各省了解）。

市町村は、国の民主主義を担う基礎的自治体（政令指定都市は、広域拠点機能故の大都市容認制度だが）であり、その定着を図るべく施策に計画性の意識を育てようと規定したもの。したがって、市町村の基本構想には何でも書き込めるが、策定手続きは、議会の議決までである（条例化には各省が強く抵抗）。ちなみに、都道府県には、その総合的構想や計画の類が、国の法令や施策と整合せず混乱する事態を危惧して、議会の議決を要する「基本構想」の策定を義務付けてはいない。

3 実際問題として、市が独自に自治法とは別もので行政を進めるとなると、国等の関係機関が、自治法上に位置づけられている「市町村の基本構想」と同様にはこの「基本条例」を扱わないのではないか。（法令上の位置づけには各省協議が必要。自治体の条例には、非現実的故か、この手続きが欠落している。）国等の関係機関と国家行政組織法関係者等の理解協力を得る「市」の格別の努力と、国等の機関側のややこしい手続きや協力（地域に特有の格別の事情がない限り無理。）が必要になる。

4 「市民」、「議会、行政」の区分について

「市民、議会」、「行政」と区分すべきである。議会は市民の代表である。行政は、自治体の条例のみならず、国の法令の執行機関でもある。執行機関の比重は極めて大きい。歴史的経緯においても、組織の日常的必要性でも、全く異なる。

（1名の市民からの意見）

自治基本条例（案）にぜひ「禁煙条項」を加えてください。下記のような場所は全面禁煙にするとか。

- ・ 駅やバス停など公共の場所
- ・ 他人が受動喫煙する恐れのある時は場所（ほとんどの屋外、自宅のベランダや庭、屋内で吸っても換気扇を回し煙が外に漏れる場合など）

（1名の市民からの意見）

1 さいたま市の魅力は、「特に目立たないけれど生活に必要なものはだいたいそろっている堅実なまち」だと思います。リゾート開発のようなあれこれと奇抜、過剰なサービスはいらぬ。やるべきことをしっかりとやっていく「やっぱりわが家が一番」的な落ち着くまちであってほしいと思います。

2 自治基本条例は、いい条例を作ってほしいと思いますので、一つ意見させていただきます。

それは、市長や議員だけでなく市民にも責任をもってもらいたいのです。

衆議院選挙の日、朝日新聞の社説に「税金はとられるものではなく、出し合うもの」という記事がありました。国も地方も借金漬けであるのに国民は何でも政治に要求し過ぎでサービス過剰でないか？と思います。「税金を取られている」意識だから無責任に個人的な要求をする。「税金を出し合っている」気持ちがいざとなれば、自分の要求に責任を持つと思う。土地を何人かで持っていれば、自分ひとりでその上に何を建てるか決められないはずで。

政治家も選挙のたびに過剰なサービスを約束するのはやめてほしい。国はもう完全にそうになっていますが、地方もそんなふうになりつつあります。

政治がやるべきことは、ライフラインの整備。それ以上は「出し合ってもらっている」税金を無駄にしてもらいたくないし、みんなも我慢してもらいたい。

自治基本条例には「税金は出し合うもの、だからみんなで責任を持つ」ことを入れてもらいたいと思っています。

（1名の市民からの意見）